

役員・評議員報酬規程

社会福祉法人 しいの木会

第1条（目的）

しいの木会の理事と監事及び評議員が会議に参加し、審議を行った時に支給する報酬の額は、定款の定めに従って評議員会で決することとされているため、本規定を定める。

第2条（報酬の額）

1. 非常勤役員の報酬は一回当たり5000円とする。
2. 常勤役員には職員の給与規定に従った給与を支給し、役員報酬は支給しない。
3. 評議員は非常勤役員の報酬に準じる。
4. 評議員及び非常勤役員には、参加に要する交通費として一回当たり300円を支給する。

第3条（決定方法）

1. この役員・評議員報酬規程は、定款の定めにより、評議員会の承認により決定する。

付 則

この規程は平成30年 7月 1日より施行する。